

公 告

鳥取市役所第二庁舎跡地における飲食・物販サービスの提供事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年10月11日

鳥取市長 深澤義彦

1 公募の内容

鳥取市役所旧本庁舎跡地については、「集う、癒し、憩い」をコンセプトに、本市が防災機能を備えた緑地広場やイベント広場、駐車場を整備することとしている。一方、第二庁舎跡地については、旧本庁舎跡地の緑地広場等の利便性を高めるとともに、中心市街地活性化に寄与することを目的に、市有地を有償で借受け、飲食・物販サービス（以下「事業」という。）を提供する事業者を公募により選定する。（詳細は別に定める実施要領参照）

2 事業期間

- (1) 施設整備期間 事業者の提案内容を踏まえて決定
- (2) 事業運営期間 事業者の提案内容を踏まえて決定

3 事業対象地

(1) 所在地及び登記地積

鳥取市上魚町35番地1	161.13㎡	
鳥取市上魚町39番地	186.78㎡	
鳥取市上魚町39番地1	123.77㎡	
鳥取市上魚町40番地	4.00㎡	
鳥取市上魚町40番地1	48.41㎡	
鳥取市上魚町40番地2	29.05㎡	
鳥取市上魚町40番地3	24.65㎡	計577.79㎡

4 事業方式

(1) 契約方式

本市は、公募型プロポーザル方式により選定した事業者（以下「優先交渉事業者」という。）に対して、事業対象地を貸付（事業用定期借地権の設定）の方法で契約を締結することとする。詳細については優先交渉事業者からの提案を踏まえて決定する。

(2) 賃貸借料

事業者は、事業対象地に係る賃貸借料を提案すること。なお、本市では賃貸借最低価格

を年額1,504,646円として設定する。

(3) 施設の建設及び所有

事業者は、公募型プロポーザルにおいて自らが提案した内容について、本市との協定等に基づき、自らの責任及び費用により施設を建設し所有することとする。その際、事業者は関係機関・諸官庁との協議、近隣住民への説明、各種許認可申請手続などを自らの負担により行うものとする。

(4) 施設の維持管理及び運営

事業者は、公募型プロポーザルにおいて自らが提案した施設の維持管理・運営を行うものとする。

(5) 施設の解体・撤去、事業対象地の返還

事業者は、契約で定める期間終了日までに、自らの責任及び費用負担により施設を解体・撤去し、借受前の状態に復旧し、事業対象地を本市へ返還するものとする。ただし、残すことで今後の土地活用が有利となる設備については、本市と事業者とで協議の上、撤去するかどうか判断することとする。

(6) 賃貸借期間終了後の再契約

事業者は、期間満了後も事業対象地を引き続き事業内容どおりに使用することを希望する場合は、あらかじめ再契約について本市と協議するものとする。

5 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 本事業を効果的かつ安定的に運営することのできる法人又はその他団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格の有無は問わない。また、個人での参加は不可とする。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 事業運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者、又は今後必要な時期までに受ける見込みのある者であること。
- (7) 市税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

6 スケジュールの概要（予定）

募集要項公表：令和5年10月11日（水）

質問受付期間：令和5年10月11日（水）～令和5年11月8日（水）まで

質問への回答：質問を受けた日から原則5日以内に公表

企画提案書等受付期間：令和5年10月11日（水）～令和5年11月15日（水）まで

プレゼンテーション提案審査：令和5年11月21日（火）予定

優先交渉権者決定：令和5年12月頃

基本協定及び貸付契約締結：令和6年1月頃

7 実施要領の配布

本件、公募型プロポーザルの実施要領（以下「実施要領」という。）は、次により配布するものとする。

（1）配布期間

令和5年10月11日（水）午前9時から同年11月15日（水）午後5時まで

（2）配布場所

鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードすること。

鳥取市公式ウェブサイトURL：<https://www.city.tottori.lg.jp>

※直接配布及び郵送での配布は行わない。

8 質問・回答に関する事項

（1）質問受付期限

令和5年11月8日（水）午後5時まで

（2）提出方法

質問書に記載の上、電子メールで送信すること。

（3）提出先

12 担当部署に記載のメールアドレス又は番号

（4）質問への回答

質問を受けた日から原則5日以内に、市公式ウェブサイトに回答を掲載する。

9 参加申込及び企画提案書等の提出

本件公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書及び関係書類を次により提出するものとする。

（1）受付期間

令和5年10月11日（水）から同年11月15日（水）までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

（2）提出方法

12の担当部署に持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、受付期間内に必着のこと。）すること。

1 0 企画提案書の審査等

提出された企画提案書等について、本市が別に設置する選定委員会において、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に審査し、最優秀提案者を選定するものとする。

1 1 契約の締結

選定した最優秀提案者と本市が協議し、本事業に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結するものとする。

なお、選定した最優秀提案者と本市との間で行う、仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において順位点が次に高い提案者と契約締結の交渉を行うものとする。

1 2 担当部署

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

鳥取市総務部財産経営課（鳥取市役所本庁舎4階）

TEL：0857-30-8131

FAX：0857-20-3948

電子メール：zaisan@city.tottori.lg.jp

1 3 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書の作成、応募、プレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出された書類は、法令等に定めがある場合を除き、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (4) その他詳細は実施要領による。